

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 三
- 公有水面埋立ての免許 (水産業基盤整備課) 三
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (契約課) 四
- 選挙管理委員会
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等 五
- 人事委員会
- 人事委員会規則十一(二)(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 五
- 監査委員
- 定期監査の結果の公表(二件) 五

ページ

## 公安委員会

○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施

## 告 示

九

○宮城県告示第七百二十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二二〇〇二四	あいのほな 柴田郡大河原町大谷 一丁目内前二十一	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人あいの ほな	平成二十五年 八月一日

○宮城県告示第七百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二〇五〇〇二六六	アットホームオレン ジ 気仙沼市滝の入五番 二十二号	共同生活介護	特定非営利活 動法人ネット ワークオレン ジ	平成二十五年 七月三十一日

○宮城県告示第七百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二二〇〇三一
事業所の名称及び所在地	あいのはな 柴田郡大河原町大谷一丁目ノ内前二十一
指定障害福祉サービスの種類	短期入所
設置者名	特定非常営利活動法人 あいののはな
指定年月日	平成二十五年八月一日

○宮城県告示第七百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	平成二十五年九月三十日
実施区域	七ヶ浜町 全域
検査受付時間	午前十時から 午後一時三十分まで
実施の場所	七ヶ浜町役場

○宮城県告示第七百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	宮城県第八加入区
区域	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）
届出年月日	平成二十五年七月十七日
発起人の住所及び氏名	石巻市沢田字沢田三十一 斎藤伊平 石巻市沢田字折立六十 千葉 信悦
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年九月三十一日）第九十八号（第十八条の四に規定する特定かき養殖業）
区域内特定養殖業者数	十二人

加入区名称	宮城県第九加入区	加入区名称	宮城県第十二加入区	加入区名称	宮城県第十一加入区	加入区名称	宮城県第七十九加入区
区域	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）	平成十八年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基き漁業加入区の設定された宮城県漁業協会の石巻地区のうち田沼地区）
届出年月日	平成二十五年七月十七日	平成二十五年七月十七日	平成二十五年七月十七日	平成二十五年七月十七日	平成二十五年七月十七日	平成二十五年七月十七日	七月十七日
発起人の住所及び氏名	石巻市萩浜字萩浜四 伏見真司 石巻市萩浜字横山五 豊嶋 祐二	石巻市折浜字卯の崎一 亀山徳三郎 石巻市桃浦字蛤浜十七 亀山 秀雄	石巻市侍浜字東六 杉浦初雄 石巻市侍浜字侍浜二十 五 孝行 杉浦 孝行	須田二 石巻市渡波吉 字佐須六 須田正太郎			
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年九月三十一日）第九十八号（第十八条の四に規定する特定かき養殖業）	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年九月三十一日）第九十八号（第十八条の四に規定する特定かき養殖業）	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年九月三十一日）第九十八号（第十八条の四に規定する特定かき養殖業）	法施行令（昭和三十一年九月三十一日）第九十八号（第十八条の四に規定する特定かき養殖業）			
区域内特定養殖業者数	十人	五人	三人	五人			

共済に係る加  
入区の設定  
で告示され  
た宮城県漁業協  
同組合の石巻  
地区支所の地  
区のうち月浦  
の区域

条の四に規定  
する特定かき  
養殖業

○宮城県告示第七百三十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証 番号 一 百三十	品 目 乾のり・ 焼きのり	申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 株式会社飯塚海苔店 代表取締役 飯塚三 男	製 造 業 者 の 名 称 又 は 屋 号 株式会社飯塚海苔店	製 造 所 等 の 所 在 地 仙台市若林区卸町東一丁目四 番十六号
----------------------	------------------------	---	--	---

二 認証年月日

平成二十五年八月九日

○宮城県告示第七百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十五年八月八日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第二種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三十二番一および、字福貴屋敷六十一番一ならびに六十五番に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線および①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- ①の地点 石巻市福貴浦字土手三十二番一地内に設置された基点A北緯（三八度二一分〇六秒〇七）、東経（一四一度二六分四一秒五〇）から一度一七分〇三秒六五・一五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 〇度三七分四九秒 一四〇・一メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 六〇度一分五〇秒 一一・一九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 一八〇度三九分三一秒 一四一・一六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 二七〇度三九分三一秒 〇・四五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一八〇度三九分三一秒 一・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 九〇度三九分三一秒 〇・四五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 一八〇度三九分三一秒 三・六一メートルの地点

面積

一、三七四・六二平方メートル

(一) 位置

第二種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三十二番一、字福貴屋敷六十一番一および六十五番地内ならびに同地先に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線および③の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- ①の地点 石巻市福貴浦字土手三十二番一地内に設置された基点A北緯（三八度二一分〇六秒〇七）、東経（一四一度二六分四一秒五〇）から三五七度二七分〇九秒四五・二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 〇度三七分四九秒 一六一・九六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 五九度一六分四二秒 七四・一六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 一八〇度三九分三一秒 二〇〇・五八メートルの地点

公 告

(三) 面積  
一、四七〇・九一平方メートル  
四 埋立地の用途  
漁港施設用地

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十五年八月二十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市大曲字小脇浦七十四番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
東松島市大曲字堺堀八十番地矢本運動公園応急  
仮設住宅四一四号室  
佐藤 仁

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十五年八月二十日

- 一 落札に係る建設工事の名称 大島架橋本体工事(平成二十五年年度県債社道復興二二二二一〇〇一  
号)  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年八月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 JFE・橋本店・東日本建設工事共同企業体 代表者 JFEエンジニアリング株式会社 東北支店 仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
- 五 落札金額 四十億六千四百四十五万二千元(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年四月二日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
一 落札に係る建設工事の名称 北上運河河川災害復旧工事(その一) (平成二十五年年度県債三一  
一地震災五〇二五〇一〇一〇一)

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年八月六日  
四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 安藤ハザマ・奥田・齋藤 特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 安藤・間 東北支店 仙台市青葉区片平一丁目二番三十二号  
五 落札金額 五十六億四千九百十万元(消費税及び地方消費税を除く。)  
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 平成二十五年五月七日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十五年八月二十日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
1 複合環境試験装置 一式
- 2 高分子材料コンパウンド装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年八月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
1 一の1の購入物品 株式会社仙台測器社 宮城県仙台市若林区卸町三丁目一番二十四号  
2 一の2の購入物品 株式会社菊重 宮城県仙台市若林区卸町三丁目六番七号
- 五 落札金額  
1 一の1の購入物品 五千六百三十八万五千円  
2 一の2の購入物品 三千四百六十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年六月二十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年八月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人宮城厚生協会坂総合病院の項中「財団法人宮城厚生協会坂総合病院」を「公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院」に改める。

別表第一の二老人保健施設リバーサイド春圃の項中「気仙沼市浪板一四〇番地」を「気仙沼市錦山一丁目一番四三号」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年八月二十日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二十日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十一―二―六十

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一栗原市の項中「会計管理者」の下に「理事」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項、第2項及び第4項の規定により平成25年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成25年8月20日

1 監査実施機関及び監査実施年月日	監査実施日
監査実施機関	
○環境生活部	
地方機関	
原子力センター	5月14日
食肉衛生検査所	5月23日
動物愛護センター	5月14日
○保健福祉部	
地方機関	
北部児童相談所	5月30日
拓桃医療療育センター	6月12日
○経済商工観光部	
地方機関	
大崎高等技術専門学校	5月30日
宮城障害者能力開発校	5月28日
○教育庁	
地方機関	
北部教育事務所	6月5日
白石高等学校	5月16日
角田高等学校	5月20日
気仙沼高等学校	5月21日

<p>           仙台三桜高等学校            石巻好文館高等学校            村田高等学校            岩ヶ崎高等学校            利府高等学校            東松島高等学校            伊具高等学校            石巻北高等学校            南郷高等学校            上沼高等学校            米山高等学校            工業高等学校            白石工業高等学校            大河原商業高等学校            第二工業高等学校            視覚支援学校            聴覚支援学校            光明支援学校            船岡支援学校            西多賀支援学校            角田支援学校            石巻支援学校            気仙沼支援学校            支援学校小牛田高等学園            利府支援学校            迫支援学校            ○警察本部及び警察署            警察本部            生活安全部            警察署            大和警察署         </p>	<p>           5月28日            5月22日            5月16日            6月11日            4月26日            5月22日            6月12日            5月20日            5月23日            5月24日            5月28日            5月20日            5月28日            5月10日            6月12日            4月5日            4月1日            4月23日            4月25日            4月25日            4月23日            4月25日            4月24日            5月21日            4月24日            4月1日            4月5日            6月20日            6月5日         </p>	<p>           若柳警察署            白石警察署            2 監査結果            平成24年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。            なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。            (1) 動物愛護センター            需用費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。            (内容)            ・電気料金の支払について、誤って請求金額より少ない額で支出手続した結果、口座引落し不能になり翌月支払ったため、早期収納割引が適用されず、3%の遅延加算額4,233円が発生した。            ・件数 1件            ・正規支出額 142,593円            ・誤支出手続額 124,593円            ・最終支出額 146,826円 (遅延加算額4,233円を含む)            (2) 拓桃医療療育センター            旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。            (内容)            ・件数 43件            ・金額 50,313円            (3) 白石高等学校            諸収入(自動販売機電気料)において、還付手続の遅延により損害が発生したので、今後再発しないように対策を講じられた。            (内容)            平成23年5月分の自動販売機電気料の還付(電気メーターの読み違い)手続の遅延により、還付加算金が発生した。         </p>
---	---	--

<p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・還付金 222,841円</li> <li>・還付加算金 1,200円</li> <li>・還付金合計額 23,484円</li> </ul> <p>(4) 南郷高等学校</p> <p>毎月定期に支払う非常勤講師報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 4件 (4人分)</li> <li>・金額 500,400円</li> </ul> <p>(5) 警察本部生活安全部</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、確認を怠り条例に適合しない事務取扱要領を作成するとともに、これに基づき複数年度にわたり各警察署に周知及び指導を継続した結果、各警察署において手数料を過徴収していたことが認められた。また、過徴収した手数料の還付手続に当たって、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 4,209件</li> <li>・過徴収金額 166,240円</li> </ul> <p>(6) 大和警察署</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認を怠り複数年度にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 207件</li> <li>・過徴収金額 8,380円</li> </ul> <p>(7) 若柳警察署</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認を怠り複数年度にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 5件</li> <li>・過徴収金額 180円</li> </ul>	<p>(8) 白石警察署</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認を怠り複数年度にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 67件</li> <li>・過徴収金額 2,480円</li> </ul> <p>○宮城県監査委員告示第10号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成25年度定期監査の結果については、次のとおりです。</p> <p>平成25年 8月20日</p> <p style="text-align: right;">宮城県監査委員 安 藤 俊 威 宮城県監査委員 菅 間 勘 左 衛 門 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等 別紙のとおり</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は、認められませんでした。</p> <p>別紙</p> <p>○宮城県水道用供水給事業会計</p> <p>1 実施した監査箇所及び監査年月日</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">企業局公営事業課・水道経営管理室</td> <td style="width: 40%;">平成25年 7月17日</td> </tr> <tr> <td>大崎広域水道事務所</td> <td>平成25年 7月10日</td> </tr> <tr> <td>仙南・仙塩広域水道事務所</td> <td>平成25年 7月 9日</td> </tr> </table> <p>2 事業概要</p> <p>本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。</p>	企業局公営事業課・水道経営管理室	平成25年 7月17日	大崎広域水道事務所	平成25年 7月10日	仙南・仙塩広域水道事務所	平成25年 7月 9日
企業局公営事業課・水道経営管理室	平成25年 7月17日						
大崎広域水道事務所	平成25年 7月10日						
仙南・仙塩広域水道事務所	平成25年 7月 9日						

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市, 栗原市, 加美町, 涌谷町, 美里町, 大和町, 大郷町, 富谷町, (10市町)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市, 塩竈市, 白石市, 角田市, 多賀城市, 名取市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 七ヶ浜町, 山元町, 松島町, 利府町, 富谷町, (17市町)	平成2年度

3 事業実績

平成24年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	23,672 <sup>千㎡</sup>	3,272,518 <sup>千円</sup>	2,591,058 <sup>千円</sup>	646,945 <sup>千円</sup>	646,945 <sup>千円</sup>
仙南・仙塩広域水道事業	73,889	12,846,387	8,685,841	4,138,711	4,138,711
合計	97,561	16,118,905	11,276,899	4,785,656	4,785,656

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。  
 2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日  
 企業局公営事業課・水道経営管理室 平成25年7月17日  
 大崎広域水道事務所 平成25年7月10日  
 仙南・仙塩広域水道事務所 平成25年7月9日
- 2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。事業廃止した仙南工業用水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
-----	----	------	------	------------

工業用水	大倉ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 利府町, 大和町, 富谷町, (7市町)	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 名取市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町, (5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500㎡	大崎市, 加美町, 大和町, 大郷町, (4市町)	昭和55年度
仙南工業用水	七ヶ宿ダム		事業廃止	

3 事業実績

平成24年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損△)
仙塩工業用水	8,757 <sup>千㎡</sup>	518,211 <sup>千円</sup>	509,977 <sup>千円</sup>	7,235 <sup>千円</sup>	669,288 <sup>千円</sup>
仙台圏工業用水	13,601	359,427	408,388	△ 51,580	527,759
仙台北部工業用水	6,773	453,293	386,561	66,021	△ 1,044,495
仙南工業用水	-	312,777	5,079	307,697	△ 600,506
合計	29,131	1,643,708	1,310,005	329,374	△ 447,953

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。  
 2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日  
 企業局公営事業課 平成25年7月17日
- 2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業を行っている。

3 事業実績



平成24年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
地域整備事業	504,628 <sup>千円</sup>	193,755 <sup>千円</sup>	290,336 <sup>千円</sup>	△ 153,896 <sup>千円</sup>

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。  
2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

## 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第112号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年 8月20日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

### 1 検定に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

### 級

#### 2 実施期日

- (1) 学科試験  
平成25年11月7日（木）午前9時30分から
- (2) 実技試験  
平成25年11月25日から同年12月5日までの間に各種別ごと実施

#### 3 実施場所

- (1) 学科試験  
仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
宮城県警察本部
- (2) 実技試験  
仙台市泉区高森2丁目1番地の39  
仙台地域職業訓練センター

#### 4 受検人員

- 空港保安警備業務 1級及び2級合わせて10人
- 施設警備業務 1級及び2級合わせて40人
- 交通誘導警備業務 1級及び2級合わせて20人
- 雑踏警備業務 1級及び2級合わせて20人
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級及び2級合わせて10人
- 貴重品運搬警備業務 1級及び2級合わせて20人

#### 5 受検対象者

- (1) 当該警備業務各1級  
宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの  
ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの  
イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 当該警備業務各2級  
宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

#### 6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。

(2) 受付期間

平成25年10月3日（木）から同月9日（水）までの土・日曜日を除く5日間（10月3日から8日まで）は午前9時から午後5時まで、9日のみ午前9時から午後3時まで）とする。

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

8 受検申請手続

事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと。

(1) 申請受付期間

平成25年10月10日（木）から同月17日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。  
なお、郵送による提出は受け付けないこととする。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定期別別記様式第1号） 1通

イ 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 前記5-(1)-アに該当する者については、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書等の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通  
オ 前記5-(1)-イに該当する者については、1級検定受検資格認定書 1通

カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 2葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、

ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円

ウ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円

エ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円

オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円

カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

10 その他

検定に関する問い合わせ先  
宮城県警察本部生活安全部生活環境課  
電話番号022-221-7171 内線3184・3185